

# 厚木市ソーシャルメディア利用規約

## 1 趣旨

本規約は、「厚木市ソーシャルメディア運用ポリシー」に基づき、厚木市（以下「市」という。）が運用するソーシャルメディア市公式アカウント（以下「市公式アカウント」という。）が発信した情報を利用する際の規約を定めたものです。本規約は、市公式アカウントを利用する全ての利用者（以下「利用者」という。）に適用されるものとします。

## 2 規約の変更

市は、利用者の承諾を得ることなくこの規約を変更することができるものとし、利用者はこれを承諾するものとします。当該変更は、市ホームページ等で随時公表します。利用者は、3(1)から(4)までの行為を行ったとき、当該変更内容又は新規約を承認したものとします。

## 3 利用者の定義

この規約における利用者とは、次の行為を行ったアカウントの運用者を指します。

- (1) 市公式アカウントの発信情報を継続的に取得するための登録（「フォロー」等）
- (2) 市公式アカウントに対し、発信情報を評価（以下「いいね」という。）及び引用（以下「リツイート等」という。）する機能その他これらに類する機能の使用
- (3) 市公式アカウントに対するコメント又はダイレクトメッセージ
- (4) その他運用責任者が市公式アカウントの情報の利用と認める行為

## 4 知的財産権

- (1) 市公式アカウントに掲載されている写真・イラスト・音声・動画及び文書等の知的財産権は、市又は正当な権利を有する者に帰属します。
- (2) 市公式アカウントから発信した情報に対するいいね及びリツイート等その他これらに類する機能については、原則として自由に使用できます。ただし、著作権法上認められる場合を除き、無断使用・無断転載を禁じます。

## 5 免責事項

- (1) 市公式アカウントに掲載されている情報は発信時点のものであり、時間の経過等によって異なる状況になる場合があります。情報の利用は、自身の判断と責任で行ってください。
- (2) 利用者が市公式アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について、市は責任を負いません。
- (3) 市公式アカウントに関連して生じた利用者間のトラブル又はその被った損害について、また、市公式アカウントに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害について、市は責任を負いません。

- (4) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、利用者は市に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- (5) システム障害、保守等により予告なく、市公式アカウントの運用を停止又は中止する場合があります。

## 6 注意事項

- (1) 市公式アカウントを通じて投稿された問合せ・意見には、原則として個別の対応は行いません。
- (2) 広報主管課の業務に必要な場合を除き、原則として市公式アカウント以外のアカウント（以下、「他アカウント」という。）への個別のコメントやダイレクトメッセージは行いません。
- (3) 市公式アカウントへのコメント及びダイレクトメッセージが次に掲げる事項に該当すると運用責任者が判断した場合は、削除します。
  - ア 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
  - イ 公序良俗に反するもの
  - ウ 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つけるもの
  - エ 本人の承諾なく個人情報を開示する等プライバシーを侵害するもの
  - オ 第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権等を侵害するもの
  - カ 発信された内容が虚偽又は著しく事実と異なるもの
  - キ 政治活動、選挙活動、宗教活動、営利活動その他これらに類する内容のもの
  - ク 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
  - ケ 違法な情報、わいせつな表現、有害なプログラム等を含むもの
  - コ 虐待的、卑わい、下品、侮辱的な文言等の内容を含むホームページへリンクするもの
  - サ 意思表示なく、市公式アカウントの閲覧者を他のホームページへ誘導することを目的とするもの
  - シ 市公式アカウントの発信内容に関係のないもの
  - ス 同一の利用者により繰り返し投稿されるコメント等で、同一内容のもの又は似通ったもの
  - セ 他アカウント、第三者になりすますもの
  - ソ 市が発信する内容の一部又は全部を改変するもの
  - タ 該当するソーシャルメディアの利用規約に反するもの
  - チ その他運用責任者が適当でないと判断したもの
- (4) 6 (3)アからチまでに該当するコメント等を投稿するアカウント又は市公式アカウントの適切な運用を妨げるアカウントは、運用責任者の判断によりブロックします。
- (5) 発信情報の評価（「いいね」等）及び引用（「リツイート」等）機能その他これらに

類する機能については、市公式アカウントの周知や市の魅力向上のために使用するものであり、他アカウントの全ての発信情報の信頼性や妥当性を保証するものではありません。

#### 附則

本規約は、令和4年9月1日から施行します。